

公益社団法人 宮城県生活環境事業協会



会報

No. 27

令和5年1月15日



発行 ◆ 公益社団法人 宮城県生活環境事業協会
〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-15

[事務局（総務部）]

TEL (022) 783-8070 FAX (022) 231-2779

E-mail: soumubu@m-seikatsukankyo.or.jp

[浄化槽法定検査センター（検査部・水質分析部）]

TEL (022) 231-2755 FAX (022) 236-2715

E-mail: kensabu@m-seikatsukankyo.or.jp

ホームページ <http://www.m-seikatsukankyo.or.jp>

Contents

— 主な内容 —

新年を迎えて	3	令和4年度上半期の法定検査結果について	22
元気で躍動する宮城を目指して	4	・法定検査の実施状況	
地区連絡協議会会長新年のごあいさつ	5	・判定結果	
役員新年のごあいさつ・受賞のおよろこび	8	・二次検査	
「浄化槽管理士研修会」を開催しました	9	令和3年度に実施した二次検査	27
コロナ禍における感染予防対策等と現在の状況について	10	検証業務の結果報告	
ごみ収集車の火災事故について	14	501人槽以上の大規模浄化槽と	31
「令和4年度東日本大震災被災地視察研修会」が開催されました	17	農・漁業集落排水施設について(第1回)	
協会の動き 7月から12月まで	20	会員情報	35
		マスク購入のあっせんについて	35
		職員からのごあいさつ	35
		SDGsへの取り組みについて	36

表紙写真：1月 どんと祭 [写真提供：大崎八幡宮]



ISUZU

もっと走れる明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この理想を目指し、新型ギガは生まれました。
「運ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、
トラックに想定される様々なリスクを、
先進の装備やテクノロジーで早期に回避、低減し
より確かな安心を生み出します。
新型ギガなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

NEW GIGA

いすゞ自動車東北株式会社

本社 仙台市宮城野区中野四丁目10番地の14

<http://www.isuzu-tohoku.co.jp/> (代表) 022-786-6311

仙台支店 仙台市宮城野区中野四丁目10番地の14

(営業部) 022-786-6318 (サービスセンター) 022-786-6320

新年を迎えて

公益社団法人 宮城県生活環境事業協会

会 長 鈴 木 文 夫



明けましておめでとうございます

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員をはじめ関係の皆さまには、日ごろより当協会の事業推進に格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認されてから3年が経過しましたが、なお収束が見通せない厳しい状況が続いております。経済活動の回復ももちろん重要ではございますが、私ども協会は公益性の高い事業を行う公益社団法人として認定を受けていること、また会員の皆さまの事業が、県民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会的インフラとして安定的な業務の継続を求められていることの責任を考えると、事業活動においてはより慎重な対応が求められるものと考えております。会員の皆さまのご苦労を考えると本頭の下がる思いではありますが、今後も感染拡大防止に十分な注意を払いつつ、それぞれの地域においてお仕事を進めていただきますようお願いいたします。

当県の浄化槽法第11条検査の受検率は、環境省の最新の集計資料である令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果においても90.9%の全国第3位と引き続き高いレベルを維持しており、今年度も当初の計画通りに順調に検査を進めております。当協会においてもさまざまな感染予防対策を実施し、十分に注意を払いながら検査を行っておりますが、このようなコロナ禍においても従来通りに検査を進められていることについては、県及び市町村のご指導、会員をはじめとする保守点検業者や業界の皆さまのご協力によるものと厚くお礼申し上げます。今後も生活環境の保全、公衆衛生の向上のために、さらなる受検率アップを目指し法定検査事業を進めて参りますので、引き続きご指導、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

改めて申し上げますまでもなく、一般廃棄物の処理においては、一般廃棄物処理計画を踏まえた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適正な運用が求められております。このことは、平成30年2月7日付けで宮城県環境生活部長から各市町村長、関係一部事務組合管理者・理事長あてに発出された通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」においても改めて周知されているところです。

委託して行わせる場合の市町村の処理責任を改めて明示し、委託基準において「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされているように、業務の確実な履行を重視していることや、一般廃棄物処理計画の策定や適用について等を改めて強調した、いわゆる「6.19通知」、また、許可業者に行わせる場合においても市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、業の許可の運用が重要であるとした「10.8通知」、さらに、この通知にも記載があるように、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」とした平成26年1月28日の最高裁判決など、各方面に一般廃棄物処理業特有の性格を丁寧にご説明し、法の趣旨に対するご理解を深めていただけるよう、会員の皆さまと共に引き続き努力して参ります。

新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、エネルギー価格や原材料費の高騰による物価上昇など厳しい社会状況ではありますが、新しい年を迎えて少しでも明るいニュースが増えることを期待し、また、令和5年が皆さまにとりまして大きな飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

元気で躍動する宮城を目指して

宮城県知事 村 井 嘉 浩



明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、県民の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。また、昨年7月に発生した大雨により、人命への被害こそ避けられたものの、県北部を中心に大規模な冠水等による被害が生じました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃より浄化槽の普及や適正管理及び一般廃棄物の適正処理に資する事業に御尽力され、本県の生活環境の維持や公衆衛生の向上に大きく貢献いただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

昨年は、宮城県制150周年の節目の年でありました。宮城県制150周年記念事業として、様々な観光キャンペーンや催しを実施し、本県の歴史や伝統、文化を県内外に発信するとともに、郷土への更なる愛着を醸成し、魅力あふれる地域づくりの契機となるよう取り組んでまいりました。また、仙台育英学園高等学校が第104回全国高等学校野球選手権大会において東北勢初となる優勝を果たしました。東北の高校球児が長年にわたり挑戦を続けてきた大きな壁を、チーム一丸となって乗り越えたその姿は、東北全体に大きな感動と希望を与えてくれました。

さて、社会情勢がめまぐるしく変化する中、県政は今、様々な行政課題に直面しており、特に、長期化するコロナ禍と物価高騰は、県民生活と地域経済に深刻な影響を及ぼしています。本県の財政運営は、社会保障関係経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応等により、依然として予断を許さない状況にありますが、緊急を要する施策については、今後とも柔軟な予算執行に努め、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

今年は「新・宮城の将来ビジョン」の3年目に当たり、本格的な人口減少局面を見据え、次の世代を育成・応援する施策を重点的に推進してまいります。特に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による「変革みやぎ」の実現に向け、あらゆる分野でデジタル技術をフル活用し、県民サービスの向上や県内産業の活性化などを図るとともに、昨年度創設した次世代育成・応援基金を活用した若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備、頻発化・激甚化する自然災害から県民を守るための災害に強い県土づくり等の取組を重点的に推進いたします。

宮城県誕生から150年という長い歴史の中で、先人達が積み重ねてきた志を胸に、宮城の力を成長させ、県民が活躍できる機会と地域の魅力にあふれ、元気で躍動する宮城を目指して取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

地区連絡協議会会長 新年のごあいさつ

(令和5年1月7日時点で寄稿いただいたものです)

仙台地区連絡協議会 会長 鈴木 伸彌

新年おめでとうございます。令和5年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年も、一昨年に引き続きコロナ禍の中での年越しとなりましたが、いわゆる新型コロナウイルスの感染拡大が始まり3年が経とうとしています。旧年中はコロナだけでなく、ロシアによるウクライナ侵攻等もあり、海外情勢に大きな変化が起きました。戦争の影響から石油や天然ガス等のエネルギー価格が高騰し、それに伴い電気料金、物価も上昇しています。また、急激な円安により食材や資材といった資源の輸入も不利な状況が続いています。

一方、このような見通しが立たない状況の中で明るい話題もありました。夏の甲子園で地元の仙台育英高校が東北勢初の全国制覇を成し遂げ、ついに悲願の優勝旗の「白河の関越え」を達成してくれました。

この数年は新型コロナの影響により先が読めず、世の中が閉塞感で覆われていたところがありますが、今年はどうにか進むべき道が少しずつ見えてきた感触があるかと思います。まだすっきりと霧が晴れたわけではないものの、コロナによる影響は落ち着いてきましたし、コロナ禍で得たノウハウもあります。この進むべき道が次第にはっきりし、一歩ずつ前に進める一年となることを願っています。

最後になりますが、会員の皆様のご健勝、ご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

石巻地区連絡協議会 会長 色川 雅夫

明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は令和元年の12月頃に中国武漢市で第1例目の感染者が報告されてから3年が過ぎましたが、令和5年も第8波の感染者が増加しています。新薬の話題に期待と不安が入り混じる状況の中で、「3密の回避・マスク・手洗いそして換気」の注意を緩めることなくコロナウイルス感染対策として、会員の皆様や従業員の皆様の安全を呼びかけていきたいと思います。

石巻地区連絡協議会は、低炭素社会、循環型社会、そして自然共生社会の国の方針に沿ってCO2削減等に協力し、あくまでも市民の生活環境をまもるために、地域貢献を図りたいと考えています。

会員の皆様には、コロナ禍の中ではありますが、ご健康とご多幸そしてご発展を心からお祈り申し上げます。

気仙沼・南三陸地区連絡協議会 会長 佐々木 安人

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の「今年の漢字」に「戦」が選ばれました。

ロシアのウクライナ侵略や、北朝鮮によるミサイル発射など、戦争の恐怖のなか、世界的な新型コロナウイルスなどの感染も衰えることなく続いています。いつまで続くのか終わりが見えない状況です。

コロナウイルスの対策として「マスク、手洗い、換気」を徹底的に行い、感染防止に努めて参りたいと思います。私たちが環境に携わる者としてしっかりと安全対策をし、気を引き締めて仕事に励みたいと思います。

結びに今年も会員各社におかれましては、無事故、無災害で一年を過ごして頂きたいと念願しております。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

県南地区連絡協議会 会長 佐久間 雅代

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年はロシアのウクライナ侵攻に始まり、原油価格の高騰、食品の値上げ、円安進行、安倍元総理の銃撃事件等々、心がざわざわする様な一年でした。

本年もコロナの感染拡大が気になるころではありますが、会員一同感染対策を徹底して業務にあたりたいと思います。

景気の回復、コロナの収束等、不安のない明るい社会へ少しずつでも回帰できるような年を期待したいと思います。

最後に、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願いいたします。

県北地区連絡協議会 会長 清野 卓

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方にはお健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げますと共に、日頃から協議会の活動に対しまして格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の冬から食料品、日用品、燃料、エネルギー価格などあらゆる商品やサービスが値上りしています。燃料価格の高騰や円安傾向は長引くと思われまます。ここ数年はデフレ傾向の時期が長く続きましたが、これからは物価が上昇するインフレと向き合っていく必要があるようです。

コロナ禍によりマスク着用、三密回避という基本的な感染防止策の繰り返しで影響は最少限に留め、より良い方向へ向かって最大限の注意を払い日常を過ごしていただきたいと思います。

最後に卯年ということで、足取り軽やかな飛躍の1年となりますように、皆様方のご健勝と益々のご発展を祈念し、新年のご挨拶と致します。

大崎地区連絡協議会 会長 佐藤 政志

新年明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年は世界的なコロナ禍がまだまだ継続している中のロシアによるウクライナ侵攻と、残念ながら脱コロナどころか世界情勢不安にますます拍車がかかった一年となってしまいました。日本国内においても一昨年から続く原油高、物価高は私たち日本国民の経済活動に大打撃を与えました。まだまだ先が見えず、とても残念ですが混迷、混沌といった表現が相応しい社会情勢が続くと思われまます。

しかしながら、こういった停滞ムードこそ力に変えて大きく飛躍をする兎年にしたいと思いません。

会員の皆様におかれましても、社業繁栄、ご多幸とご健勝を心からお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

塩釜区連絡協議会 会長 鈴木 文夫

皆様にはお健やかに新年を迎えられたこととお慶びを申し上げます。会員の皆様には日頃から協議会へのご理解とご協力に感謝を致します。昨年もコロナとの戦いから始まりましたが、ロシアによるウクライナへの軍事侵略が行われ、国内でも元総理が銃弾に倒れるなど、この時代とは思えない事が続き世界に衝撃が走りました。この事での世界への影響は大きく、燃油や食料品はじめとした諸物価の高騰そして円安と矢継ぎ早に責め立てられた感じがいたしました。

コロナや争いが終息し、一刻も早く元のような平穏な日々が訪れることを心より願うばかりです。皆様におかれましても先が見えない閉塞感漂う中、コロナとの戦いに負けずご活躍され乗り越えて来られたことに敬意を表します。

今年もコロナから始まる1年ですが今まで同様万全な感染対策でしっかりと前進してまいりましょう。

皆様のご健康でご活躍されること、また皆様の企業の繁栄を心より御祈念致しまして新年の挨拶と致します。今年もよろしくお願ひ致します。

環境機器 & 環境車輛



湯浅建機株式会社

〒985-0842 宮城県多賀城市桜木二丁目2-6

TEL (022) 362-3830

FAX (022) 362-8182

役員一同、新年のご挨拶を申し上げます

会 長 鈴木 文夫 協業組合塩釜清掃センター
副会長 佐藤 清和 有限会社日本清掃総業
副会長 佐藤 政志 協業組合アクアネット
副会長 鈴木 伸彌 鈴木工業株式会社
専務理事 阿部 孝雄 公益社団法人宮城県生活環境事業協会



理 事

永井 秀昭 三益工業株式会社	渡辺 光造 株式会社渡辺店
角張 孝則 有限会社仙台福祉清掃社	佐久間雅代 株式会社エイスイ工業
布田 和葉 協業組合共和衛生グループ	鴫 郁子 有限会社黒川浄化槽管理センター
佐藤真砂子 有限会社かほく衛生	色川 雅夫 協業組合石巻浄化槽管理センター
千田 信良 有限会社千田清掃	佐々木安人 有限会社佐々木設備工業
千葉 明弘 気仙沼清掃事業協業組合	清野 卓 有限会社きよの清掃センター
佐藤 正明 協業組合アクアテック栗原	

監 事

齋藤 裕司 株式会社宮城電気サービス 古賀 正則 フジクリーン工業株式会社東北支店

受賞のおよろこび

このたび、次の方々が一般廃棄物処理事業の発展に貢献された功績により、受賞の栄に浴されました。

◇一般社団法人日本環境保全協会

○優良事業従事者会長表彰

協業組合アクアテック栗原	佐藤 和宏 様
協業組合アクアテック栗原	菅原 祐 様
協業組合県北清掃公社	小野寺 信哉 様
協業組合県北清掃公社	藤原 秀幸 様

～ 皆さま、おめでとうございます ～

「浄化槽管理士研修会」を開催しました

浄化槽法の改正（令和2年4月1日施行）により、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されたことに伴い開催されることとなった「浄化槽管理士研修会」は、令和4年度も引き続き宮城県及び仙台市から実施機関として当協会が指定を受け、第1回、第2回の研修会を開催しました。

令和4年度第1回、第2回浄化槽管理士研修会

日 時：令和4年11月8日（火）、9日（水）

場 所：大崎市 古川商工会議所 第5研修室

研 修：浄化槽行政の動向及び県内の法定検査結果について
浄化槽の構造と機能及び浄化槽の保守点検と清掃

講 師：公益財団法人日本環境整備教育センター

調査・研究グループ サブリーダー 濱中 俊輔 氏

受講者：46名（8日）、46名（9日）

今年度の第3回研修会は仙台市のホテルクレセントにおいて、第4回研修会は石巻市の石巻商工会議所において、令和5年3月に開催予定です。石巻会場はすでに定員に達していますが、仙台会場については若干、お席に余裕がありますので、受講をご希望の方は当協会ホームページからお早目にお申し込みください（1月31（火）まで）。



なお、来年度以降の開催日程等の詳しい内容については、決まりしだい当協会ホームページでお知らせいたします。



今後、令和5年3月31日までの経過措置期間を経て、4月1日以降の保守点検業の更新登録申請時等にはこの研修を受講したことを証する書類（修了証書）が必要となりますので、受講漏れがないようご注意ください。

金沢から
全国、海外に…

誠意と信頼の
ネットワーク



■取扱商品

エアープンプブローワー ガス検知器・送排風機
電動工具・制御機器・記録紙 水中ポンプ・陸上ポンプ
配水管清掃機器・薬剤 浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ 各種産業用ベルト・ホース
マンホール・その他
水質検査器・理化学機器 浄化槽用消毒薬・維持管理

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101

TEL:087-813-7621 FAX:0120-617-718

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目21号-7

TEL:092-558-4828 FAX:0120-617-718

国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから3年が経過しましたが、現在も第8波の長期化が懸念されるなど、まだまだ収束の気配が感じられない状況が続いています。

本会報、令和3年1月号（第23号）において、会員の方に「新型コロナウイルス感染症拡大状況下における取り組み」についてご寄稿いただきましたが、その後、現在までを振り返っての評価、考察など、改めてご寄稿いただきました。

皆さまの事業推進の参考にしていただければ幸いです。

コロナ禍における感染予防対策への取り組みと効果

〔協業組合石巻廃棄物処理センター〕

新型コロナウイルスの感染拡大が始まってから丸3年を迎え「Withコロナ」とも言われるようになり、これから先の収束が見えない状況の中ではあるが、当組合のこれまでの対応を振り返ってみることとした。

当組合では、感染が顕著となり始めた2020（令和2）年3月頃から感染防止対策を本格化させ、当初においては「職場内での集団感染（クラスター）の防止」、「医療廃棄物を扱う現場（医療機関）からの感染防止」及び「不測の事態（職員の集団感染）に備えた業務継続のための体制づくり」の3点に重点を置き、各種対策を講じることにした。

1 「職場内での集団感染（クラスター）の防止」について

職場内での感染防止の徹底を図るため、マスク着用の励行やアルコール消毒液の常置をはじめとした各種対策を講じるとともに、職員に対しては、三密の回避、不要不急の外出や飲食店利用自粛の協力要請を行うとともに、職員（及び家族）を守ること及び職員が感染事実の申告をためらう（隠す）ことのないような措置を行った結果、集団感染の発生は抑えられてきたものと評価している。

- (1) 職員が感染した場合や濃厚接触の疑いがある場合には速やかに「特別休暇」を取得させ（安心して）自宅待機とさせたこと。
- (2) 組合独自に検査キットを常備して不安のある職員が随時検査を行えるようにしたこと。（右写真）



2 「医療廃棄物を扱う現場（医療機関）からの感染防止」について

特別管理産業廃棄物（医療廃棄物）を扱う現場（医療機関）からの感染が危惧されることから、これまでの収集要領での感染防止策を強化し、医療機関との情報共有を行いながら感染防止の徹底を図るため次のような措置を行った結果、感染は抑えられてきたものと評価している。

- (1) 消毒液や使い捨て手袋等を増量配備した。
- (2) 医療廃棄物を二重・三重に再収納するための防水フレコンバックを消耗品として配備した。
- (3) 医療機関からコロナ廃棄物に関する情報提供を受け収集業務に反映させるとともに、収集要領（フロー）の作成周知により感染防止の徹底を図った。

3 「不測の事態（職員の集団感染）に備えた業務継続のための体制づくり」について

職員の感染者が増えた場合においても業務継続に支障を生ずることのないよう、業務組織体制を二つに分割（分散配置）し、どちらかに内部感染が発生した場合でも片方の組織が業務を行えるようにした。このことにより、職員に不公平感・不安感を抱かせることのないよう次のような措置を行った結果、分散配置を解除した2022（令和4）年10月までの2か年に渡り、体制を維持することができたものと評価している。

- (1) 組織としての体制変更であることを明確にするため、就業規則の改正による出退勤の管理等の変更を行った。（長期に及ぶことが予想されたため）
- (2) 配置変更となり通勤距離が短縮となる場合の通勤手当の減額を行わない特例措置を設けた。
- (3) 分散配置を受け入れる側においても、職員駐車場の確保や休憩スペース、事務処理スペースの確保等による労働環境の整備に努めた。
- (4) 不測の事態における業務縮小時の対応について、行政側との事前協議の準備を進めた。

4 効果としての考察

私たち廃棄物収集運搬事業者は住民生活から切り離せない業務を行っていることから、収集業務の停滞は許されないところであり、今回のようなコロナ禍の場合にあっても、事業継続のためにあらゆる対応が求められるものと認識している。

事業継続に必要なのは職員の確保であることから、コロナ禍において特に重点を置いたのは職員の感染防止である。そのためには職員の協力が必要不可欠であり、最大限の協力を得るためには職員の不公平感・不安感を取り除くことが重要であることから、特に賃金等に係る対応には留意した。

例えば通勤手当の特例措置であるが、不測の事態（職員の集団感染）に備えた業務継続のための体制づくりとして業務組織体制を二つに分割（分散配置）した場合、通勤距離が遠くなった職員については既定の通勤手当を増額し、逆に通勤距離が近くなった職員については従来の通勤手当のまま減額せずに支給することとした。また、ボーナスについても、当組合は、夏と冬に支給する賞与、年度末に支給する期末手当の年3回の支給があり、業績等により利率や支給額は変動されることとされているが、コロナ禍が始まってこれまでの間は満額支給されてきている。

また、職員が様々な理由から感染事実の申告をためらい、そのことが感染拡大を助長するものと予想されることから、職員が感染した場合や濃厚接触の疑いがある場合の速やかな申告を促すため有給休暇ではなく特別休暇による自宅待機とし、安心して休める環境づくりにも配慮した。

これらのことは職員の評価も高く、職員の協力を得ていく上で大きな効果をもたらしたと思われる。

なお、当組合の福利厚生事業としては、4月に花見会・歓迎会、夏にバーベキュー、秋に慰安旅行（隔年開催）、年末年始に忘年会 or 新年会などがあるが、コロナ禍にあっては全て中止としてきた。そのため、花見時期と年末の2回に分け、全職員にオードブルを配布しているが、このことも職員との協力体制の維持に繋がっているものと思料される。

5 結び

2020（令和2）年1月に発生した新型コロナウイルスは、変異しながら感染拡大を繰り返し、現在は第8波と言われる時期に入っており、2023（令和5）年1月で4年目を迎えることとなるが、国や県（保健所）の対応としては、隔離や療養期間の見直し、陰性検査の停止や療養証明の未発行といった対策変更（縮小）

とも取れる状況にあり、住民側にあっては5回目のワクチン接種で安心感もあるのか、あまり危機感を持っていないように見えるのが気がりでもある。

これからのコロナウイルスは家庭感染が中心となり、感染する前提での生活になるものと予想されるが、職員各々が油断することなく基本的な感染防止を地道に継続していくことこそが、職員が守られ、事業継続に繋がるものと確信している。

そして、地域における生活環境保全の向上に寄与するため、これからも業務継続体制の構築と徹底した感染防止対策に努めていく所存である。

コロナ禍における感染予防対策と現在の状況について

〔株式会社 泉〕

現在、我々事業者は常日頃感染予防対策に頭を悩ませ、度重なる新型コロナウイルス感染拡大の波を受け、苦しみながら取り組んでいるところと存じます。そのような中でコロナ禍における弊社の感染予防対策等と現在の状況について述べさせていただきます。

以下が以前ご紹介しました取り組みの概要になります。

《感染防止対策》

- ・朝礼（出勤）場所の分散化・時間差朝礼・ソーシャルディスタンスの確保
- ・全社員出勤前検温，体温を名札に表示，朝礼時確認 非接触型体温計設置
- ・全事業所入口にアルコール消毒剤設置
- ・全社員マスク着用，手拭きタオル撤去，ペーパータオル，うがい薬設置
- ・全従業員へうがい用コップ，マスク配布
- ・来訪者に対して注意喚起文書掲示他
- ・各種会議の簡素化（資料配布，オンライン等）
- ・臨時ごみ収集作業用保護メガネ準備
- ・臨時ごみ受付時，作業時収集先体調確認
- ・車載用消毒スプレー設置
- ・車両内運転手・助手席間ビニールシート設置（順次）
- ・営業社員の事業所訪問の自粛・簡略化
- ・再流行に備え，マスク，消毒薬，手袋，防護服等の備蓄

＜上記対策で上手くいった点＞

○弊社の従業員については、令和4年6月の第7波で初めて陽性者が発生しました。それを省みますと第7波の前までは、上記数々の予防対策の効果はかなり大きなものであったと思われます。

＜対策で上手くいかなかった点＞

上手くいかなかった点は特にありません。ただ、夏場の屋外廃棄物収集作業は熱中症のリスクが高くなりますので、屋外で周囲に人がいない場合はマスクを外して作業をしてもよいと自治体と申し合わせをしてお

りましたが、住民の方からそのことの指摘があったと自治体の方からありました。

＜その後の感染拡大状況にあわせて改善した点＞

- うがいコップにおいては、感染予防に有効というエビデンスがはっきりしないことから初回のみにとどめ、うがいは冬期間等風邪などの予防に推奨しております。また、上記に加え、下記の取り組みを実施しました。
- ・作業員20%以上が出勤停止となる状況を想定し、7段階に分けて業務継続計画を策定
⇒第7波において、陽性者・濃厚接触者が日当り最大6名発生しましたが、業務継続計画に則って配置・段取りを行い、大きなトラブルもなく業務をスムーズに遂行できました。
- ・抗原検査キットを常備し、濃厚接触者となった従業員に配布、陰性を確認後出社
⇒陽性者と同乗していた従業員については、車内で飲食を共にする等マスクを外して限定的な空間にいたことが確認出来た際は、時間にかかわらず濃厚接触者として自宅待機としました。濃厚接触者とならなくても、待機3日目に抗原検査キットにて陰性を確認した後、出社可能としております。結果、感染連鎖はなく現在に至っております。
- ・自治体の集団接種の活用や、産業医や取引先病院と連携してワクチン接種にキャンセルがあった際、従業員に接種させていただけるよう、工程・配置を調整してワクチン接種を推進（1～3回目）
⇒アレルギー保有等ワクチン接種に制限がある従業員以外は、ほぼ全員が11月までに4回目接種を完了しました。
- ・同業他社と情報の共有、非常時の協力確認、協定の締結
⇒自社において策定した業務継続計画の想定を大きく超える事案が発生した際、廃棄物収集運搬業務を確実に遂行することを目的として、同業他社と情報交換、共有を図り、非常時にはお互い協力することを確認し、協定を締結しました。

令和4年11月末現在、弊社におけるウイルス感染者の全従業員に対する割合は約10%でした。県内で約16%、市内においては約18%となりますので、これまでの対策が有効であったと思います。ウィズコロナを合言葉に行動制限が緩和されている現在においても、コロナウイルス感染者、濃厚接触者の待機が定められている現状ですので、感染症類型の引き下げ等の変更がなされるまでは、弊社では引き続き上記の対策を実施し、感染予防、地域住民の安全な生活環境の保全に努めてまいります。

地球のために、次世代のために、美しい環境づくりに貢献したい。
兼松エンジニアリングはそんな機械をお客様に提供し続けます。



空冷式ブロワ搭載
強力吸引作業車
NS-04CVP



高圧洗浄車
JT-03W2020A

K&E 兼松エンジニアリング株式会社
KANEMATSU ENGINEERING CO.,LTD.

住 所 〒781-5101 高知県高知市布師田 3981 番地 7
TEL 088-845-5511 FAX 088-845-8844
HPアドレス <http://www.kanematsu-eng.jp/>
E-mail eigyo@kanematsu-eng.jp

～ご用命は東北・北海道支店まで～
TEL 022-248-2991 FAX 022-248-2995

◆ごみ収集車の火災事故について◆

昨年8月、当協会会員事業所のごみ収集車において、家庭ごみに混入したモバイルバッテリーが原因と思われる車両火災事故が発生してしまいました。

全国的にもごみ収集車の火災が多発しておりますので、事故の防止や対応等の参考のために詳細をご報告いただきました。

ごみ収集車の車両火災について（株式会社 泉）

近年、ごみ収集車（塵芥車）の車両火災がニュース等で取りざたされるようになりましたが、弊社においても昨年8月、委託業務中に車両火災事故が発生し、多方面に多大なるご迷惑をおかけしました。また車両の修理費用も発生し多額の出費となっております。

今回の事案をご報告させていただきますので、会員の皆さまにおかれましては同様の事案が発生した場合の参考としていただければ幸いに存じます。

<事故の発生状況>

- ・令和4年8月、2名1組でごみ収集車に乗車し、一般家庭集積所より家庭ごみの収集作業を行っていた。
- ・収集・巻き込み作業中、作業員がテールゲート内の押し込み板中央付近から出ている煙を発見した。
- ・すぐに車載消火器にて消火作業を行ったが鎮火しなかったため、車両を住宅地から安全な場所へ移動させ、119番通報した。
- ・収集時に禁忌物は確認できなかった。

<弊社対応>

- ・119番通報 → 負傷者等確認 → 事務所へ連絡 → 監督部署へ連絡 → 業務担当者が現場へ急行 → 当該車両未収集地区の収集作業を手配 → 消防署の現場検証に立ち会い → 監督部署へ報告 → 被災車両入庫手配 → 監督部署へ報告書提出

※出火原因調査のため、付近の監督部署敷地へ回送し、荷箱内のごみをすべて広げ、消防署による検証を行った。

日新火災海上保険株式会社（東京海上グループ）各代理店
楽 天 損害保険株式会社（楽天グループ）

自動車保険・火災保険・労災傷害保険・賠償責任保険

合同会社 佐藤保険事務所

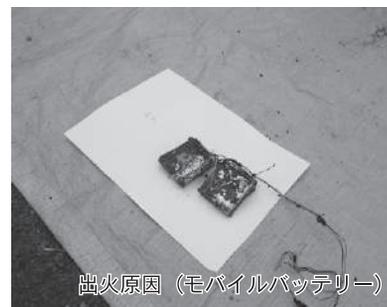
〒985-0071 塩釜市松陽台3-13-10 TEL022-366-2451

※テールゲートの開放操作ができなかったため、メーカーにロック解除を依頼、クレーン車でゲートを吊り上げて開放した。



<原因>

- ・消防署による現場検証の結果、収集したごみの中からモバイルバッテリーが発見され、発火原因と推定。



<被害状況>

- ・車両テールゲート上部、各配線及び油圧ホース類の損傷。
- ・荷箱塗装の熱による劣化。

※発見が早く、損傷箇所が少なかったため、ディーラーへ入庫し修理を依頼。

→12月中旬修理が完了、被害額は300万超。

<自治体の対応>

- ・現場から事務所への連絡を受け、業務担当者は直ちに監督部署へ連絡をし、自治体担当者と業務担当者が現地にて被害状況を確認、消火作業、現場検証に立ち会う。

<市民への分別の注意喚起>

- ・自治体では、令和4年7月よりびん缶資源ごみの回収時に使用済みリチウムイオン電池等小型充電式電池の回収を開始しており、市政だよりや町内会への案内文書、ホームページ等で周知を進めていた。

<今回の対応等について>

- ・今回の事案において、第一は安全の確保ですが、加えて車両の現状復旧を優先目標として、消火作業は消防の方と相談の上でテールゲート上部、荷箱確認窓から行っていただきました。これにより、復旧費用を最小限に留めることができました
- ・弊社では令和3年にも同委託業務において車両火災があり、その際は火の回りが早く、復旧・修理ができず

当該車両は廃車となってしまいました。今回含め被害額は計1千万円を超えております。

＜今後の対策について＞

・事故発生翌日、社内全体へ事故の報告と以下の事項を、確認・周知いたしました。

- ▶車載消火器の有効期限、設置場所、使用方法の確認
- ▶収集作業時の注意点

ごみ収集作業時は袋を開けて中を確認できませんので、确实ではないですが硬いものが入っているとわかり、禁忌物の疑いが大きい場合は告知シールを貼り、残すように指導しました。

＜今回の課題＞

・このような事案は、部材等が不足している現在、車両が長期にわたり使用できなくなるにより不足し、市民への安定的なサービスの提供が困難な事態にもなりかねません。今後このような事故が二度と起きないように、自治体には市民への分別の注意喚起、啓蒙を強く求めていきたいと考えております。

令和4年9月5日(月) 河北新報朝刊

家庭ごみ 潜む「地雷」
スマホ、加熱式たばこ…充電式電池 仙台でも火災

異常を察知した作業員が消火器を使っても火勢は収まらず、収集車は白煙に包まれた。仙台市東区旭通で17日午にあったごみ収集車の火災で、市から委託を受ける収集業者の車1台が焼けた。市によると、原因は家庭ごみに混入したリチウムイオン電池だった。充電式電池は可燃性の溶液が含まれ、衝撃で発火するリスクが大きい。収集車の回転機に押しつぶされた際に発火したとみられる。

同社の担当者は「いつ大きな事故が起きてもおかしくない。使える収集車が減れば住民にも迷惑が自覚を上げて燃えるごみ収集車。仙台市は充電式電池が原因とみられると発表したが18日、仙台市東区旭通は

スマートフォンなどに内蔵する「小型充電式電池」が家庭ごみに混入したとによる火災が絶たない。先月も仙台市内でごみ収集車を焼く火災があった。いったん火災になると復旧に多額の費用と期間を要するため、自治体は分別の徹底を呼びかけている。

(報道部・高橋 咲)

市民サービス低下要因にも

かかると話す。仙台市内で起きた充電式電池が原因の収集車や処理施設の火災は2000年度に4件、21年度に4件、22年度は10月までに3件確認された。いずれも一般ごみや粗大ごみに混入されていた。

全面でもごみ収集車の充電式電池に火災は20年度に1万1千744件あった。埼玉県上尾市では20年10月に粗大ごみの処理施設が燃え、復旧までに9カ月かり、被害総額は4億8000万円に上った。

対策には分別が欠かせないが、回収やリサイクルの仕組みは十分に整っていない。全国約1700市町村で充電式電池を瓶や缶のように定期回収しているのは3分の1ほど。仙台市も7月に始めたばかりで、市民の理解が進んでいないとみられる。

近年はモバイルバッテリーや加熱式たばこの普及に加え、家電製品の小型化も進む。小型充電式電池の消費量は今後も増加が見込まれる。このまま分別の不徹底が続けば、家庭ごみに混入した充電式電池が自治体のごみ処理行政に与える大きな穴を掘る「地雷」となりかねない。

市廃棄物企画課の藤田康広課長は「収集車や施設で火災が起きれば、市民サービスの低下につながる。住民には、電池の端子部分にテープを貼って袋に入れ、缶回収の日に出してもういちう通知を徹底していきたい」と話す。

端子にテープ 瓶・缶回収日に「分別徹底 協力して」

メモ 充電式の回収には、メーカーなどによって回収方法が異なる。JIS規格に基づいて回収ボックスを設置している。JIS規格に基づいて回収ボックスを設置している。JIS規格に基づいて回収ボックスを設置している。JIS規格に基づいて回収ボックスを設置している。

火災の原因になったとみられる小型充電式電池 (仙台市提供)

夙 河 一 敏

ソーショー Soshō

企画制作

Haramishi Kazuo-shi

tel 022-743-7365 fax 022-743-7366

看 板 広 告

チ ャ ー ジ

D タ イ レ ク ト マ ー ル

カ タ ロ グ

バ ン ナー

内 装 ・ ウ イ ン ド ウ

イ ベ ン ト 設 営

展 示 装 飾

新 聞 広 告

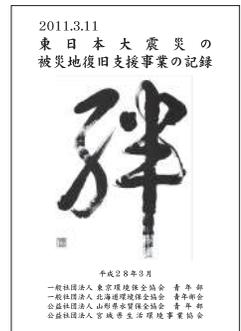
カ レ ン ダ ー

ノ ベ ル テ イ

「令和4年度東日本大震災被災地視察研修会」が開催されました

令和4年10月13日（木）から15日（土）にかけての3日間、（一社）北海道環境保全協会の災害対策委員会と青年部会との共催による「令和4年度東日本大震災被災地視察研修会」が、スローガン「皆さんは地震慣れしていませんか？社員の皆さん，家族，地域を守れますか？誰かが何とかしてくれるだろうと思っていないませんか？」のもと開催されました。

早いもので東日本大震災から11年が経過しましたが、（一社）東京環境保全協会青年部会、（一社）北海道環境保全協会青年部会、（公社）山形県水質保全協会青年部の皆さまには震災発生当初からコロナ禍前の令和元年まで、かたちを変えながら合同で被災地復旧支援活動を続けていただきました。今回の研修会は、その後の復旧・復興状況の確認や、今後起こりうる大規模災害に対し、会社や地域のために何が出来るかを考えるきっかけにすることを目的としたもので、山形県水質保全協会青年部と当協会も参加しました。



東日本大震災の被災地復旧支援事業の記録をまとめた「絆」

施設見学では仙台市の全環衛生事業協同組合を訪問し、処理施設の概要、仙台市との防災協定、東



日本大震災からの復旧・復興状況、台風による大雨の災害対応等について、工藤 将貴 常務理事、近藤 正和 事業部長から災害発生時に大変参考になるご説明をいただきました。

また、当協会会議室においては、鈴木工業（株）鈴木 伸彌 代表取締役（当協会副会長）から「災害への備えと人材育成（震災時

のBCP活用事例）」と題してご講演いただきました。東日本大震災でBCP（事業継続計画）に従い復旧作業をスタートし、迅速に事業再開を果たすことができた経緯について、また昨今の新型コロナウイルス感染対策等に関する最新の話題も交えた内容は、各企業におけるBCP策定等に役立つものとなりました。



被災地の視察は、仙台空港、震災遺構の仙台市立荒浜小学校、震災後に復旧支援活動を行った大原浜地区をはじめとする石巻市の旧牡鹿町、石巻市震災遺構の門脇小学校と大川小学校、石巻南浜津波



復興祈念公園、日和山公園、南三陸さんさん商店街、昨年10月にオープンした南三陸町震災伝承館「南三陸311メモリアル」、南三陸町旧防災対策庁舎、岩沼市千年希望の丘交流センター等を訪問し、復旧・復興の進み具合、現在の状況等を確認しましたが、改めて県内沿岸部の被害の大きさを痛感させられました。



情報交換会は、初日は当協会 鈴木 文夫 会長，山形県水質保全協会 片桐 健悦 会長，二日目は山形県水質保全協会 菅野 宣誉 青年部長の挨拶で始まり，北海道からの胆振東部地震における災害支援活動，山形県からの大雨被害への対応活動の報告等をもとに参加者による活発な意見交換が行われました。

今後の大規模災害発生時等に自分たちに何が出来るかを深く考えさせられる機会となりました。



おかげさまで創業112年。
これまでも、これからも
まごころ込めて作ります。



(株) 白謙かまぼこ店

〒986-0824 宮城県石巻市立町2-4-29 ☎ 0120-20-1842 <http://www.shiraken.co.jp> 白謙 後継

わざ
技が奏でる調べに敏感。



研究技術開発の
新領域をクリエイト

You need it, We create it.

—営業品目—

試験機器・計測機器・測定機器・分析装置
解析装置・理化学機器・研究/開発設備・真空装置/部品

—自社製品—

Personal VSM/磁気抵抗・磁歪・透磁率測定装置/磁場中熱処理装置
炉/蒸着/CVD/単結晶育成装置/炉溶解炉/熱処理装置/急冷凝固装置

TECHNOLOGY COMMUNICATION
株式会社 東栄科学産業

〒982-0032 仙台市太白区富沢4丁目8番29号
TEL 022(743)3221 FAX 022(743)3235

営業所：郡山・いわき・会津・宇都宮・盛岡・山形・名取工場
URL：<http://www.toei-tc.co.jp>

協会の動き（7月から12月まで）

7月

- 9日 NPO法人環境生態工学研究所：運営幹事会 リモート会議
- 10日 (公財)日本環境整備教育センター：浄化槽設備士試験 仙台市：ショーケー本館ビル
- 12日 宮城県公安委員会他：令和4年度安全運転管理者等法定講習 利府町：利府町文化交流センター
- 12日 全国公益法人協会：東北地区定例講座 仙台市：ハーネル仙台
- 19日 (一社)全国浄化槽団体連合会：2022年度第2回事業委員会 リモート会議
- 22日 (株)釧路厚生社：創立50周年記念式典・祝賀会 北海道：釧路市観光国際交流センター
- 23日 (一財)山形県理化学分析センター、NPO法人環境生態工学研究所：第2回美しい地球環境講座 オンライン配信

8月

- 10日 (一社)全国浄化槽団体連合会：2022年度水環境保全助成事業審査委員会 リモート会議
- 10日 (一社)全国浄化槽団体連合会：2022年第2回事業委員会 リモート会議

9月

- 1日 北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会：第36回理事会 書面決議
- 8日 (一社)日本環境保全協会北海道・東北ブロック協議会：第28回総会 リモート会議
- 10日 NPO法人環境生態工学研究所：運営幹事会 リモート会議
- 14日～20日 (公財)日本環境整備教育センター：浄化槽検査員講習会 東京都：(公財)日本環境整備教育センター
- 27日 全国公益法人協会：東北地区定例講座 仙台市：ハーネル仙台
- 29日 SMAサポート(株)：ADSTトレーニング 仙台市：奥羽自動車学校

10月

- 3日 「浄化槽の日」実行委員会：「浄化槽の日」第36回全国浄化槽大会 東京都：ホテルグランドヒル市ヶ谷
- 8日 NPO法人環境生態工学研究所：第18回定時総会、基調講演会 仙台市：トークネットホール仙台
- 13日～15日 (一社)日本環境保全協会北海道・東北ブロック協議会青年部：被災地視察 仙台市、石巻市ほか (17ページ)
- 14日 (公財)廃棄物・3R研究財団 令和4年

度廃棄物・3R研究財団&3R活動推進フォーラム年次報告会 オンライン配信

- 18日 (公財)日本環境整備教育センター：第36回全国浄化槽技術研究集会 松山市：ANAクラウンプラザホテル松山
- 20日 (公財)宮城県環境事業公社 令和4年度環境セミナー 多賀城市：多賀城市文化センター
- 23日 (公財)日本環境整備教育センター：浄化槽管理士試験 仙台市：ショーケー本館ビル
- 28日 全国公益法人協会：東北地区定例講座 仙台市：ハーネル仙台

11月

- 3日 (一財)山形県理化学分析センター：創立50周年記念式典・祝賀会 山形市：山形グランドホテル
- 7日 全国公益法人協会：東北地区定例講座 仙台市：ハーネル仙台
- 8日 令和4年度第1回浄化槽管理士研修会 大崎市：古川商工会議所 (9ページ)
- 9日 令和4年度第2回浄化槽管理士研修会 大崎市：古川商工会議所
- 11日 宮城労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部：令和4年度高齢者活躍促進セミナー 多賀城市：ポリテクセンター宮城
- 12日 NPO法人環境生態工学研究所：運営幹事会 リモート会議
- 16日 令和4年度第2回三役会 当所会議室 審議事項 ①令和4年度第2回定期理事会に付議すべき議案について ②今後の協会運営等について ③その他



- 16日 職員採用試験 当所会議室
- 19日 (一財)山形県理化学分析センター、NPO法人環境生態工学研究所：第4回美しい地球環境講座 オンライン配信
- 21日 令和4年度第1回交通安全委員会：当所会議室
- 24日 令和4年度第2回定期理事会 当所会議室 審議事項 ①令和4年度中間事業報告及び中間収支決算について ②令和4年度第一次補正予算について 報告事項 ①代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

②(一社)日本環境保全協会優良事業従事者会長表彰について ③濃度(水質)に関する計量証明事業規程別表の一部改正について



24日 (一社)浄化槽システム協会：令和4年度JSA技術委員会・研修会 仙台市：仙台サンプラザ 発表：「宮城県における法定検査の実態解析と処理水の改善への取り組みについて」 浄化槽法定検査センター検査部 検査第二課 課長補佐 佐々木 敦

12月

2日 (一社)日本環境保全協会：令和4年度一般廃棄物適正処理推進講演会 東京都：KKRホテル東京



7日～9日 (公財)日本環境整備教育センター：浄化槽技術管理者講習会(第30回宮城会場) 仙台市：ホテルクレセント

9日 満喜(株)：公益法人会計・中級セミナー 仙台市：仙都会館

10日 NPO法人環境生態工学研究所：運営幹事会 リモート会議

15日 (一社)全国浄化槽団体連合会：2022年度第3回事業委員会 東京都：ホテルグランドヒル市ヶ谷

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 東北ふそう 宮城県仙台市宮城野区日の出町3-7-45 TEL:022-284-8812

令和4年度上半期の法定検査結果について

○法定検査の実施状況

- (1) 第7条検査は、当初目標基数1,350基に対し713基を実施しました(目標基数に対する進捗率は52.8%でした)。新築住宅着工数の減少等により依頼件数は減少傾向が続いています。
- (2) 第11条検査は、当初年間目標基数68,000基に対し38,064基を実施しました(目標基数に対する進捗率は56.0%でした)。

○判定結果

判定結果は表－1のとおり、前年度とほぼ同様の傾向でした。

表－1 判定結果

検査区分	処理方法	判定区分									合計	
		適正			おおむね適正			不適正				
		今年度		前年度	今年度		前年度	今年度		前年度	(基)	比率
		(基)	比率	(基)	(基)	比率	(基)	比率	(基)			
7条検査	合併	538	75.5%	541	157	22.0%	182	18	2.5%	15	713	100.0%
11条検査	合併	24,062	80.7%	23,412	5,288	17.7%	4,641	460	1.5%	437	29,810	78.3%
	単独	7,038	85.3%	6,980	1,046	12.7%	1,017	170	2.1%	169	8,254	21.7%
	合計	31,100	81.7%	30,392	6,334	16.6%	5,658	630	1.7%	606	38,064	—

第7条検査の不適正事例を表－2に示します。今年度は「合併浄化槽に接続されていない排水管があります。」と「汚泥が流出しています。」がそれぞれ3件増加しました。

表－2 第7条検査の不適正事例

不適正事例	今年度		前年度		増減件数
	件数	比率	件数	比率	
合併浄化槽に接続されていない排水管があります。	4	21.1%	1	5.9%	3
汚泥が流出しています。	4	21.1%	1	5.9%	3
嵩上げにより、維持管理作業に支障があります。	3	15.8%	3	17.6%	0
雨水が流入しています。	2	10.5%	1	5.9%	1
管渠から漏水しています。	2	10.5%	2	11.8%	0
設置状況に異常が認められます。	1	5.3%	1	5.9%	0
消毒剤がありません。	1	5.3%	1	5.9%	0
ばっ気が停止しています。	1	5.3%	1	5.9%	0
残留塩素が検出されません。	1	5.3%	3	17.6%	△2
土砂が流入しています。	0	0%	1	5.9%	△1
特殊な排水が流入しています。	0	0%	1	5.9%	△1
送気管が破損しています。	0	0%	1	5.9%	△1
合計(事例が重複するため、不適正基数と一致しない。)	19	100%	17	100%	2

第11条検査（合併処理浄化槽）の不適正事例を表-3に示します。前年度と同様に「3回連続BODと透視度が望ましい範囲を超えています。」が最も多くなりました。また「残留塩素が検出されません。」が16件、「保守点検が環境省の定めた回数を満たしていません。」が11件、ともに増加しており、ごく一部であります。適正な保守点検が行われていない施設が認められました。

表-3 第11条検査（合併処理浄化槽）の不適正事例

不適正事例	今年度		前年度		増減件数
	件数	比率	件数	比率	
3回連続BODと透視度が望ましい範囲を超えています。	224	41.9%	234	46.9%	△10
残留塩素が検出されません。	56	10.5%	40	8.0%	16
消毒剤がありません。	41	7.7%	44	8.8%	△3
ばっ気が停止しています。	28	5.2%	40	8.0%	△12
嵩上げにより、維持管理作業に支障があります。	25	4.7%	25	5.0%	0
合併浄化槽に接続されていない排水管があります。	22	4.1%	25	5.0%	△3
槽本体から漏水しています。	19	3.6%	16	3.2%	3
汚泥が流出しています。	16	3.0%	11	2.2%	5
管渠から漏水しています。	15	2.8%	14	2.8%	1
保守点検が環境省の定めた回数を満たしていません。	15	2.8%	4	0.8%	11
槽内が冠水しています。	10	1.9%	3	0.6%	7
設置状況に異常が認められます。	10	1.9%	14	2.8%	△4
放流ポンプが稼動しません。	8	1.5%	4	0.8%	4
一次処理槽の水位が上昇しています。	8	1.5%	2	0.4%	6
担体が流出しています。	7	1.3%	4	0.8%	3
土砂が流入しています。	6	1.1%	2	0.4%	4
二次処理槽の水位が上昇しています。	6	1.1%	1	0.2%	5
ろ過槽が閉塞しています。	5	0.9%	0	0%	5
スカムバップルが欠落しています。	3	0.6%	4	0.8%	△1
特殊な排水が流入しています。	2	0.4%	0	0%	2
消毒装置がありません。	2	0.4%	0	0%	2
対象外の建物からの排水管が接続されています。	2	0.4%	2	0.4%	0
送気管が破損しています。	2	0.4%	2	0.4%	0
雨水が流入しています。	1	0.2%	2	0.4%	△1
設置届出書の内容と違う浄化槽が設置されています。	1	0.2%	1	0.2%	0
槽本体が変形しています。	1	0.2%	1	0.2%	0
浄化槽法の規定により、単独処理浄化槽の設置は違法となります。	0	0%	1	0.2%	△1
スカムバップルの固定が不良です。	0	0%	1	0.2%	△1
沈殿槽の底部が閉塞しています。	0	0%	1	0.2%	△1
越流ぜきから均等に流水していません。	0	0%	1	0.2%	△1
合計(事例が重複するため、不適正基数と一致しない。)	535	100%	499	100%	36

第11条検査（単独処理浄化槽）の不適正事例を表－4に示します。前年度と比較すると「管渠から漏水しています。」が16件減少しており、修繕による改善が認められました。一方「汚泥が流出しています。」は前年度より8件増加しており、合併処理浄化槽と同様の傾向が認められました。

市町村別の実施状況は表－5のとおりです。

表－4 第11条検査（単独処理浄化槽）の不適正事例

不適正事例	今年度		前年度		増減件数
	件数	比率	件数	比率	
槽本体から漏水しています。	39	19.3%	43	21.3%	△4
管渠から漏水しています。	29	14.4%	45	22.3%	△16
汚泥が流出しています。	28	13.9%	20	9.9%	8
残留塩素が検出されません。	17	8.4%	12	5.9%	5
建築基準法で認定を受けていない槽が設置されています。	15	7.4%	15	7.4%	0
3回連続BODと透視度が望ましい範囲を超えています。	13	6.4%	15	7.4%	△2
抜本的な改善が望まれます。	13	6.4%	15	7.4%	△2
消毒剤がありません。	12	5.9%	11	5.4%	1
浄化槽法の規定により、単独処理浄化槽の設置は違法となります。	9	4.5%	8	4.0%	1
トイレ以外の排水管が接続されています。	7	3.5%	4	2.0%	3
槽内が冠水しています。	5	2.5%	3	1.5%	2
スカムバフが欠落しています。	3	1.5%	0	0%	3
土砂が流入しています。	2	1.0%	2	1.0%	0
汚水の流入が正規の位置ではありません。	2	1.0%	1	0.5%	1
雨水が流入しています。	1	0.5%	1	0.5%	0
保守点検が行われておりません。	1	0.5%	1	0.5%	0
保守点検が環境省の定めた回数を満たしていません。	1	0.5%	0	0.0%	1
設置届出書の内容と違う浄化槽が設置されています。	1	0.5%	1	0.5%	0
放流ポンプが稼動しません。	1	0.5%	0	0%	1
槽本体が破損しています。	1	0.5%	0	0%	1
老朽化が著しく進行しています。	1	0.5%	1	0.5%	0
二次処理槽の水位が上昇しています。	1	0.5%	0	0%	1
ばっ気が停止しています。	0	0%	2	1.0%	△2
設置状況に異常が認められます。	0	0%	1	0.5%	△1
スカムバフが欠落しています。	0	0%	1	0.5%	△1
合計（事例が重複するため、不適正基数と一致しない。）	202	100%	202	100%	0

表-5 市町村別の実施状況

(単位:基)

市町村		7条検査			11条検査		
		今年度	前年度	増減	今年度	前年度	増減
仙 台 市	泉区	21	19	2	826	825	1
	青葉区	6	8	△2	692	705	△13
	宮城野区	1	2	△1	47	47	0
	若林区	0	0	0	53	51	2
	太白区	8	8	0	288	279	9
	小計	36	37	△1	1,906	1,907	△1
石巻市	87	106	△19	5,064	4,976	88	
東松島市	6	3	3	868	884	△16	
女川町	0	0	0	33	35	△2	
塩釜市	0	0	0	0	0	0	
多賀城市	0	1	△1	1	1	0	
七ヶ浜町	0	0	0	0	0	0	
松島町	3	3	0	2	2	0	
利府町	3	0	3	3	3	0	
名取市	12	16	△4	880	871	9	
岩沼市	10	7	3	409	404	5	
亘理町	12	10	2	920	915	5	
山元町	13	9	4	405	406	△1	
富谷市	3	3	0	1	1	0	
大和町	4	3	1	0	0	0	
大郷町	2	2	0	0	0	0	
大衡村	2	6	△4	0	0	0	
大崎市	149	67	82	4,382	4,281	101	
加美町	17	12	5	1,106	1,090	16	
色麻町	0	10	△10	456	451	5	
涌谷町	9	8	1	54	49	5	
美里町	5	13	△8	99	98	1	
登米市	72	79	△7	4,809	4,303	506	
栗原市	75	86	△11	1,429	911	518	
気仙沼市	110	155	△45	8,904	8,750	154	
南三陸町	23	43	△20	2,432	2,392	40	
白石市	8	12	△4	27	28	△1	
角田市	10	13	△3	1,344	1,360	△16	
大河原町	1	1	0	28	27	1	
柴田町	4	8	△4	705	707	△2	
丸森町	17	10	7	1,015	1,017	△2	
村田町	7	5	2	5	5	0	
川崎町	3	2	1	732	736	△4	
蔵王町	10	8	2	21	20	1	
七ヶ宿町	0	0	0	24	26	△2	
合計	713	738	△25	38,064	36,656	1,408	

○二次検査

合併処理浄化槽の第11条検査において「3回連続BODと透視度が望ましい範囲を超えています。」の水質所見が適用され、外観等の所見や補足事項がない施設が二次検査の対象となります。このうち、直近のBODが60mg/Lを超えた施設については、翌月に現場対応の二次検査を実施しています。また、直近のBODが60mg/L以下の施設については、「小型合併処理浄化槽水質改善フローチャート」や「サカマキガイ又はミジンコの駆除方法」の別紙資料を保守点検業者用の結果書に添付して浄化槽管理士に水質改善作業をお願いしております。

二次検査実施状況は表-6のとおり、現場対応の水質悪化原因内訳は表-7のとおりです。（期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの集計）

表-6 二次検査実施状況

(単位:基数)

	11条検査基数 (合併処理)	二次検査実施		内 訳			
		基 数	比 率	別紙資料で対応		現場検査	
				基 数	比 率	基 数	比 率
今年度	29,810	76	0.3%	58	76.3%	18	23.7%
前年度	28,490	87	0.3%	61	70.1%	26	29.9%

表-7 現場対応の水質悪化原因内訳

分 類	水質悪化原因	今年度		前年度		増減
		基 数	比 率	基 数	比 率	
設定調整等が原因	循環水量が多い	2	11.1%	2	7.7%	0
	生物膜の肥厚化	1	5.6%	2	7.7%	△1
	汚泥移送水量が多い	0	0%	1	3.8%	△1
	流量調整移送水量が少ない	0	0%	1	3.8%	△1
	堆積汚泥が多い	5	27.8%	1	3.8%	4
	清掃時期の超過	0	0%	1	3.8%	△1
	生物膜の解体	0	0%	1	3.8%	△1
	二次処理槽からの循環が停止	1	5.6%	0	0%	1
使用が原因	散気管の目詰まり	1	5.6%	0	0%	1
	特殊な流入条件（油脂類の著しい流入、トイレ排水過多等）	2	11.1%	3	11.5%	△1
	流入BODが高濃度	0	0%	2	7.7%	△2
	人員比が高い（人員比100%超）	0	0%	1	3.8%	△1
設備が原因	流入水量が多い（計画水道比率100%超）	0	0%	1	3.8%	△1
	担体充填率が低下	1	5.6%	3	11.5%	△2
	送風機の吐出能力が低下（規格外設置等）	1	5.6%	2	7.7%	△1
	送気管の破損等	0	0%	1	3.8%	△1
	付帯設備の破損・変形・固定不良	1	5.6%	0	0%	1
現場検査時水質回復		3	16.7%	4	15.4%	△1
合 計		18	100%	26	100%	△8

令和3年度に実施した二次検査検証業務の結果報告

1. はじめに

現場で二次検査を実施した施設の二次検査結果書には、水質悪化の原因と思われる内容と改善策を記載してきましたが、その後、浄化槽管理士がどのような対応をしたのか、水質が改善したのか等については十分な検証ができていませんでした。このため、現場で二次検査を実施した施設について、翌年の11条検査時に水質改善への取り組みを検証する二次検査検証業務（以下、「検証業務」という。）を実施しました。

検証業務は、提示した二次検査結果書を参考とした維持管理が行われたか、これによる水質改善の効果があつたか等について確認を行いました。また、実際に維持管理を行う浄化槽管理士の対応が重要となりますので、二次検査結果書の内容が役に立つものであつたかの確認も含めて、浄化槽管理士へのヒアリング調査も行いました。

2. 検証業務の概要

令和2年度に二次検査を実施した浄化槽46基を対象に処理水質および二次検査結果書で提示した改善策の実施状況の確認と、各施設の浄化槽管理士40名からのヒアリング調査を行いました。

(1) 処理水質の判断基準

処理水質の判断にあたっては、浄化槽法定検査判定ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)の水質検査項目の望ましい範囲BOD30mg/L以下および透視度15度以上を基準とし、どちらかが1つでも基準値内の場合は『水質改善』、また、基準値外ではあつたが二次検査時よりもBOD値が向上した場合は『処理水質向上』としました。

(2) ヒアリング調査の内容

ヒアリング調査にあたっては、浄化槽管理士が二次検査の結果書を活用し保守点検を実施しているか等に加えて、維持管理上の問題や維持管理が困難な事例、効果が認められた改善策等についての聞き取りを行いました。

3. 処理水質の判断結果

(1) 水質改善状況の結果

処理水BODと透視度の改善状況を図-1に示します。透視度・BOD共に改善されていたものは18基(39.1%)、透視度のみ改善が4基(8.7%)、BODのみ改善が1基(2.2%)で、これらを合わせた『水質改善』は23基(50.0%)でした。

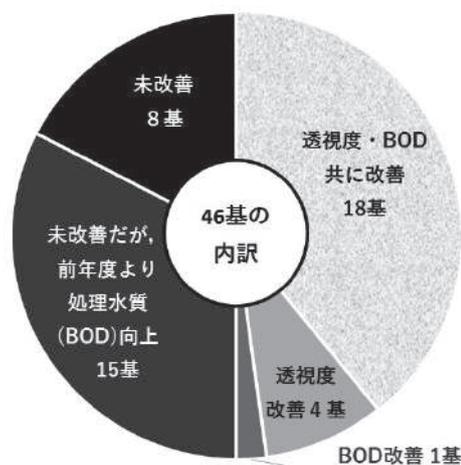


図-1 処理水BODと透視度の改善状況

一方、透視度とBODが共に基準値外であった浄化槽も同数の23基ありました。この内、『処理水質向上』と判断できた浄化槽は15基(32.6%)、8基(17.4%)は処理水が未改善でしたが、『水質改善』と『処理水質向上』をあわせた82.6%の浄化槽で処理水の向上が認められました。

(a) 各移送水量の再調整による『水質改善』の一例

この浄化槽は、担体流動方式で一次処理槽への循環移送水量が多く、放流エアリフトポンプのエア一量も多めの設定となっていました。そのため、浄化槽管理士と相談しながら、循環水量を極力絞り、放流エアリフトポンプを停止させる調整を行うことで、担体流動槽にエアを集中させ、DOの増加を図る運転を実施していただきました。各移送水量の調整前後における二次処理反応槽DOと処理水の結果を図-2に示します。調整前の透視度は、8.0度、BODは71.0mg/Lとガイドラインの望ましい範囲を超過し、担体流動槽のDOは0.1mg/Lと低い状態となっていました。調整後は、透視度が50度以上、BODが14.0 mg/L、担体流動槽のDOは3.1 mg/Lとなり、BOD改善率は80.3%と水質の改善を確認しました。



図-2 各移送水量の再調整における二次処理反応槽DOと処理水の結果

(b) 送風機の増設による『処理水質向上』の一例

この浄化槽は、既存の送風機を活用しながらもう1台の送風機を増設することで二次処理反応槽におけるDOの増加を図る運転を実施した事例です。送風機の増設における処理水の結果を図-3に示します。調整前のBODは130mg/Lでしたが、調整後は、BODが51.0mg/Lとなり、BOD改善率は60.8%と処理水質の向上を確認しました。この事例は、浄化槽管理士が設置者(使用者)と話し合い、送風機の増設に理解を得ることで処理水質の向上に繋がられたものです。

なお、当検査センターでは、処理水質改善の効果を確認し、浄化槽管理者の理解を得ることを目的とした送風機や間欠ばっ気用タイマーの貸し出しを行っていますので、必要な場合はご相談ください。

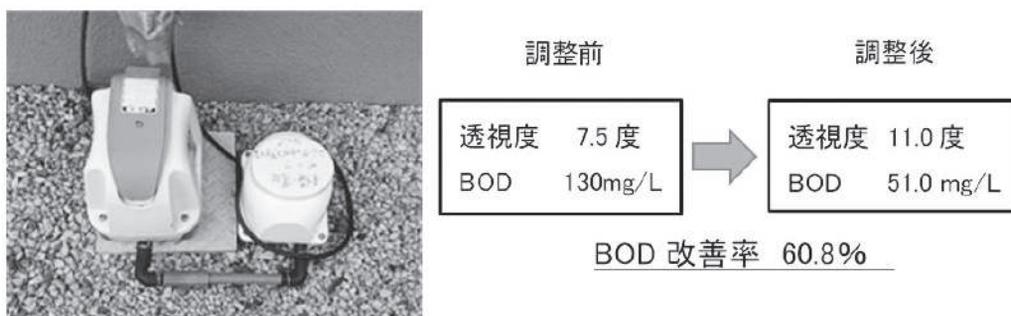


図-3 送風機の増設における処理水の結果

4. ヒアリング調査の結果

(1) 二次検査結果書に対する意見

二次検査結果書の意見を整理した結果を図-4に示します。この結果、①二次検査結果書を見た浄化槽管理士は91.7%、②結果書は分かりやすかったとの回答は77.8%でしたが、浄化槽管理士と設置者(使用者)に同じ結果書が届くため、設置者(使用者)には結果書の表現が難解であるとの意見がありました。また、③提案した改善案を実施したという回答は86.1%ありましたが、④改善案の効果が認められたものは47.2%にとどまり、二次検査対象となるような浄化槽は、維持管理の範疇での水質改善が困難であることが多い結果となりました。このほか、⑤二次検査結果書を改善報告書(行政提出書類)に活用しているとの回答は66.7%でした。

浄化槽管理士及び設置者(使用者)それぞれが理解しやすい表現にすることなどが、今後の課題であると考えられます。

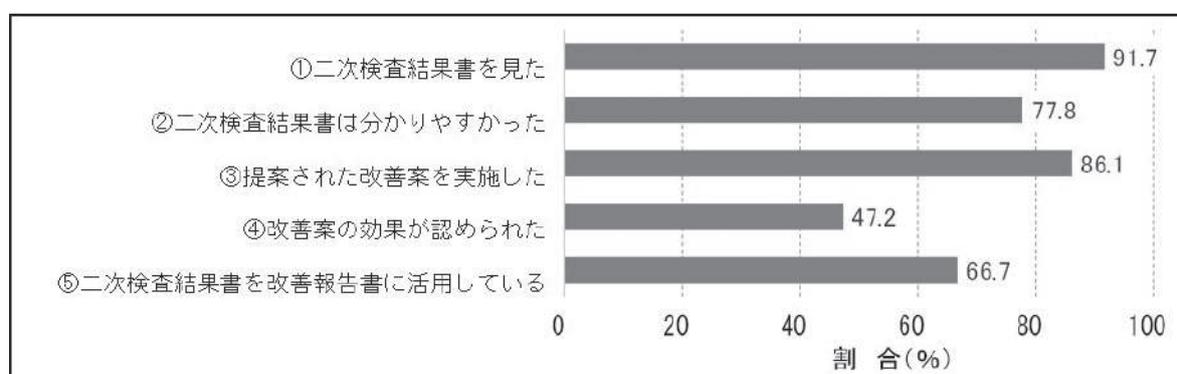


図-4 二次検査結果書の意見を整理した結果

(2) 改善策に対する維持管理における対応状況

二次検査結果での改善策への対応状況を表-1に示します。バルブの再調整や沈殿槽(処理水槽)内の汚泥返送、清掃の実施等の改善策に対しては80%以上の高い対応率でした。一方で、使用に関する状況の改善策については47.8%と半数程度、清掃頻度の増加や送風機のランクアップの改善策に対しては、30%以下の対応率となっていました。

この結果、浄化槽管理士が対応可能なものについては、迅速な対応となりましたが、費用負担が発生する「清掃頻度の増加」、「送風機のランクアップ」については、管理者(使用者)との協議が必要、という回答が多く、迅速に対応することが難しい改善策であることがわかりました。使用に関する状況としては、油脂類等や犬の糞を流入させていた浄化槽では、使用状況の改善により水質が改善した施設も認められました。しかし、多くの施設では、日々の生活習慣を変えることが困難なこともわかり、洗濯回数や油脂類等の流入が十分に抑えられず、恒久的に水質が低下してしまう浄化槽も認められました。このような浄化槽においては、浄化槽管理者により理解が得られるような取り組みが必要と考えられます。

また、効果があった保守点検作業としては、手動逆洗の実施、散気管等の目詰まりの解消、シーディング剤の投入、清掃間隔を1年未満と判断した清掃頻度の増加等があることがわかりました。

表－1 二次検査結果での改善策への対応状況

二次検査時の主な改善策	提示施設（基）	実施施設（基）	実施割合（％）
バルブの再調整	27	25	92.6
汚泥移送の実施	12	10	83.3
清掃の実施	15	14	93.3
散気管洗浄等の実施	24	19	79.2
清掃頻度の増加	18	5	27.8
送風機のランクアップ	25	4	16.0
使用に関する状況	23	11	47.8

5. おわりに

令和3年度の二次検査検証業務では、浄化槽管理士にご協力を頂きながらヒアリング調査を重点的に行い、二次検査結果書で提示した内容が一方通行にならないようコミュニケーションを図ることに努めました。

その結果、未改善浄化槽に対して検証業務時に新たな改善策を伝えることにより、水質改善に繋げることができたものもありました。また使用状況の改善に協力が得られず、維持管理だけでは十分な改善が見込めない施設があることも浮き彫りとなりました。これら、恒久的に水質が悪化している浄化槽を担当している浄化槽管理士の苦労は多く、費用負担のかかる改善策の必要性は理解されても、実際に提案、実行する難しさがあることが改めて確認できました。

本検証業務にご協力いただいた浄化槽管理士の皆さまにお礼を申し上げますとともに、令和4年度も二次検査検証業務を行っておりますので、引き続き皆さまのご協力をお願い申し上げます。

maruki

水質測定器・理化学器械
分析機器・工業薬品・試薬

株式会社マルキ

〒984-0806 宮城県仙台市若林区舟丁1番地
TEL.022-227-1595 FAX.022-221-6090

501人槽以上の大規模浄化槽と農・漁業集落排水施設について（第1回）

1. はじめに

処理対象人員501人以上の浄化槽は、浄化槽法第10条第2項の規定に基づき、浄化槽技術管理者を置くこととされています。また、地域に係わらず水質汚濁防止法の特定施設として、その放流水の水質等の規制を受けることとなっており、人槽区分において500人槽以下との線引きとされています。

農業集落排水施設と漁業集落排水施設は、農林水産省が所管して整備する施設で、法令根拠は浄化槽法となっています。コミュニティ・プラントは環境省が所管し、市町村が事業主体で、根拠法令は廃棄物の処理及び清掃に関する法律となっています。環境省、国土交通省、農林水産省が合同で調査する、汚水処理人口普及状況においては、農業集落排水施設、漁業集落排水施設とコミュニティ・プラントは浄化槽人口と別に集計されています。

法定検査の透視度測定においては、501人槽以上の合併処理浄化槽と農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、高度処理型も多いことから100度の透視度計を使用して検査を行っています。

今号（第1回）では法定検査の実施状況を報告します。

2. 令和3年度の法定検査の実施状況

501人槽以上の浄化槽（農業集落排水施設と漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントを除く）は、第7条検査で合併処理を2施設、第11条検査で合併処理を71施設、単独処理2施設の検査を実施しました。また、農業集落排水施設を84施設、漁業集落排水施設を10施設、コミュニティ・プラント3施設を第11条検査で実施しました。

第7条検査の2施設は、女川町の922人槽の事務所（膜分離活性汚泥方式）と、気仙沼市の735人槽の店舗（生物膜ろ過方式）でした。

第11条検査の合併処理71施設のうち、人槽5,001以上が3施設あり、大きい順に大崎市の10,000人槽の店舗（1996年設置、回分式活性汚泥法）、大崎市の5,273人槽の店舗（1999年設置、回分式活性汚泥法）、蔵王町の5,100人槽の宿泊施設（1986年設置、標準活性汚泥方式）でした。

第11条検査の単独処理2施設は、栗原市の650人槽の公民館（1967年設置、腐敗タンク方式）と、岩沼市の1,082人槽の社宅（設置年不明、腐敗タンク方式）でした。

市町村別の検査状況を表1に示します。501人槽以上の浄化槽は、大型の宿泊施設、娯楽施設がある観光地や工場の多い市町に設置されています。

表－1 市町村別の検査状況

市 町 村	7条検査	11条検査					計
	501人槽以上			農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	コミュニ テイ・ プラント	
	合併処理	合併処理	単独処理				
仙 台 市		13		14		2	29
登 米 市				24			24
大 崎 市		12		10		1	23
石 巻 市		7		6	2		15
美 里 町				7			7
栗 原 市		1	1	5			7
気 仙 沼 市	1	4			2		7
角 田 市		4		2			6
東 松 島 市		1		1	3		5
白 石 市		3		2			5
加 美 町		4					4
涌 谷 町		2		2			4
南 三 陸 町		3			1		4
村 田 町		3		1			4
蔵 王 町		4					4
女 川 町	1	2					3
山 元 町		1		2			3
丸 森 町				3			3
塩 釜 市					2		2
利 府 町		2					2
岩 沼 市			1	1			2
大 和 町		1		1			2
柴 田 町		2					2
松 島 町		1					1
名 取 市				1			1
大 郷 町				1			1
大 衡 村		1					1
色 麻 町				1			1
合 計	2	71	2	84	10	3	172

浄化槽の建物用途別の内訳（農業集落排水施設と漁業集落排水施設，コミュニティ・プラントを除く）を表-2に示します。設置基数の多い順に大型の宿泊施設は17施設，ゴルフ場やスキー場，日帰り温泉等の娯楽施設は15施設，大型の医療施設が9施設でした。工場の8施設は4施設が角田市に，3施設が大崎市に，1施設は加美町でした。ショッピングセンター等の店舗は8施設，駐車場の5施設はすべて高速道路のサービスエリアでした。合併処理の集合住宅の5施設は2施設が気仙沼市の住宅団地で，2施設は蔵王町の別荘区，1施設は岩沼市の社宅でした。集会所の4施設は大型の公民館と体育館で，事務所は4施設中3施設が女川町の電力会社で，1施設は石巻市のビルでした。

表-2 建物用途別の検査状況
(農・漁業集落排水施設，コミュニティ・プラントを除く)

建物用途	7条検査	11条検査		計	
	501人槽以上				
	合併処理	合併処理	単独処理		
宿泊施設		17		17	23%
娯楽施設		15		15	20%
医療施設		9		9	12%
工場		8		8	11%
店舗	1	7		8	11%
駐車場		5		5	7%
集合住宅		4	1	5	7%
集会所		3	1	4	5%
事務所	1	3		4	5%
計	2	71	2	75	100%

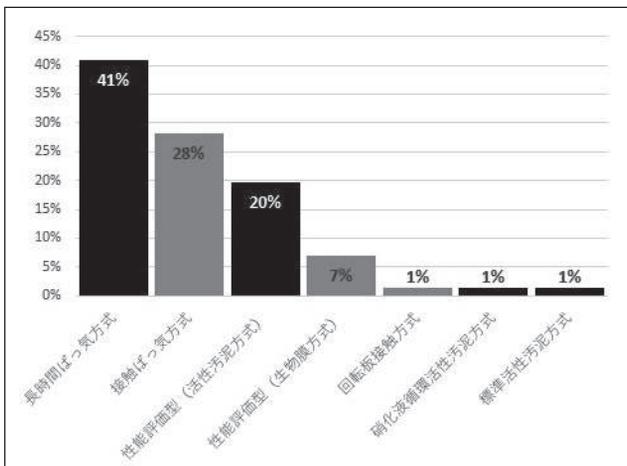
農業集落排水施設は84施設実施しており，登米市の4,860人槽（1997年設置，オキシデーションディッチ方式）が最も大きく，山元町の80人槽（2017年設置，嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式）が最小で平均は1,314人槽でした。

漁業集落排水施設は10施設実施しており，気仙沼市の2,220人槽（2000年設置，流量調整接触ばっ気方式）が最も大きく，石巻市の52人槽（2015年設置，流量調整担体流動浮上ろ過方式）が最小で平均は502人槽でした。

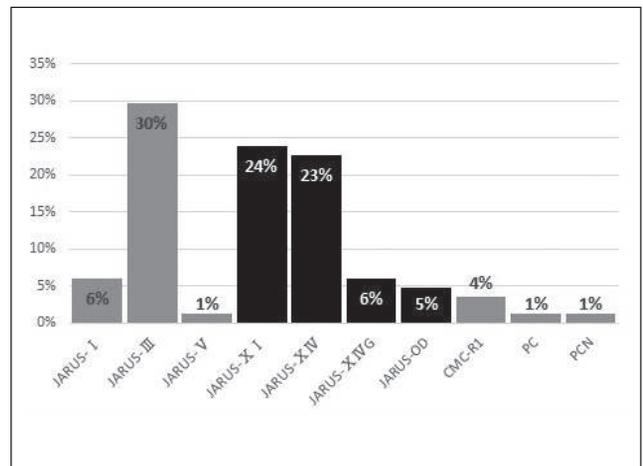
農業集落排水施設と漁業集落排水施設の設置状況は，市町村の産業，集落状況等の特性が表れており，農業集落排水施設は，多い順に登米市の24施設，仙台市の14施設，大崎市の10施設，美里町の7施設でした。宮城県生活排水基本構想（甞る水環境みやぎ）平成28年6月版における，市町村別生活排水処理人口と普及率（平成26年度末）から，汚水処理普及率を比較したところ，美里町が農業集落排水施設32.2%に対して合併処理浄化槽1.4%。登米市が農業集落排水施設22.4%に対して合併処理浄化槽13.0%。涌谷町が農業集落排水施設14.7%に対して合併処理浄化槽9.3%の普及率となっており，この3市町は農業集落排水施設の人口と

普及率が合併処理浄化槽人口と普及率を上回る結果となっています。

501人槽以上の合併処理浄化槽（農業集落排水施設と漁業集落排水施設，コミュニティ・プラントを除く）の処理方式を図－1に示します。特徴としては，長時間ばっ気方式が41%，性能評価（旧第13構造の活性汚泥方式）が20%，硝化液循環活性汚泥方式と標準活性汚泥方式がそれぞれ1%で，活性汚泥を活用した処理方式の合計が63%の結果となり，小型・中型合併処理浄化槽のほとんどが生物膜を活用した固着生物方式となっている現在でも，大型合併処理浄化槽では下水処理場と同じく活性汚泥方式（浮遊汚泥方式）が主流となっています。



図－1 501人槽以上の合併処理浄化槽（第11条）の処理方式



図－2 農業集落排水施設の処理方式

次に，農業集落排水施設の型式と処理方式を図－2に示します。農業集落排水施設84施設中79施設94%が，一般社団法人地域環境資源センターが国土交通大臣の認定を取得している「JARUS型」が設置されており，計画処理水質の評価値にSSが定められているのが特徴です。

生物膜方式（接触ばっ気）のJARUSⅢ型が25施設30%と最も多く，全て1990年代に設置されています。また，活性汚泥方式のJARUS（XI，XIV，XIVG，OD）の合計は57%で，ほとんどがⅢ型の後の2000年代に設置されていました。

コミュニティ・プラントは，仙台市の1,000人槽と350人槽（共に1980年設置，長時間ばっ気方式）と，大崎市の500人槽（1974年設置，長時間ばっ気方式）の計3施設の検査を実施しました。

次号（第2回）では，501人槽以上の大規模浄化槽と農・漁業集落排水施設の総合判定，所見の内容，透視度の状況，課題等を報告する予定です。

会 員 情 報

※前号掲載分以降, 令和4年12月末までの情報です。

代表者変更・事務所移転等

(日付は協会受付日)

日付	会員	事業所名	代表者名		住所	
7/25	正会員	(有) 矢本第一衛生	新	菊池 伸之	〒981-0505 東松島市大塩字樋口21-7	
			旧	浦山 忠好		
10/25	正会員	(有) 鳴瀬衛生興業	新	高橋 ひかる	〒981-0414 東松島市大塚字大塚77-2	
			旧	高橋 繁雄		
11/30	正会員	積水ホームテクノ(株) 東日本支店仙台営業所		菅野 眞輔	新	〒984-0015 仙台市若林区卸町1-6-15 卸町セントラルビル3階 TEL022-352-4360 FAX022-352-4402
					旧	〒984-0031 仙台市若林区六丁目字柳堀8-1 TEL022-287-5571 FAX022-287-5575
12/5	正会員	フジクリーン工業 (株) 東北支店		古賀 正則	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-6-9 MIテラス仙台広瀬通り 2階 (マニユアブレイ仙台からビル名称変更)	

マスク購入のあっせんについて

これまで希望される会員の方を対象にマスクの購入をあっせんしておりましたが、改めてご案内します。ご希望の方は当協会事務局 (TEL 022-783-8070) までお知らせください。

商 品：PFE不織布3層マスクレギュラーサイズ (中国製)
1箱 (50枚入り)

価 格：330円 (消費税・送料込み)

納 期：発注後10日程度

その他：48箱入り1ケース (15,840円) 単位での注文になります。

商品は発注先から直送になります。

後日、請求書が送付されますので直接、お支払いください。



職員からのごあいさつ

当協会浄化槽法定検査センターの小鹿貴行所長が今年3月で定年を迎える予定です。

4月以降も引き続き再雇用による嘱託職員として業務にあたる予定ですので、皆さまよろしく申し上げます。

浄化槽法定検査センター 所長 小鹿 貴行



今年3月末で定年退職を迎えるにあたり、昭和61年4月に当時の浄化槽法定検査委員会に採用されてからあつという間の37年間だったのかなど考えます。入社当時、宮城県内土地勘のないなか先輩方の指導のもとで法定検査に従事したことやBOD測定分析棟の立ち上げに加わったことなど思い出されます。当時は法定検査に関する浄化槽管理者の認知度も低かった為、普及啓発活動を行ったり、未受検施設へ直接訪問して説明したこと等なつかしく思い、また、現在につながっているのかと考えます。

振り返りますと、これまでの浄化槽の時代背景のもとで歩んで来た検査センターも変革の時期なのではないでしょうか。大震災を経験し、今コロナ禍が続くなかで不確かな時代相を反映して慣行的な考えを見なおす時期なのではないでしょうか。

これまで御指導、御支援していただいた協会会員の皆さまや浄化槽関係者の方々には深く感謝するしだいです。人生百年時代と言われるますが、百年はオーバーとして定年後は妻の足を引っ張ることなく、再雇用という立場で法定検査の信頼性を確保する目的で業務に従事していく考えであります。

SDGsへの取り組みについて

専務理事 阿部孝雄

令和4年度第2回定期理事会（令和4年11月24日開催）で、ある理事より「当協会でも、事業報告書等において、定款に定める目的や事業内容の記載にSDGsの内容にも触れてみては如何か。」とのご意見をいただき、当方より「定款に定めている目的や事業内容をそのまま記載しているのでも、変更等を行う場合は総会等の手続きが必要になる。検討してみたい。」と杓子定規に回答してしまった。実は、SDGsについては、聞いたことはあるが、内容についてはほとんど知らなかったのである。

後日、環境省のホームページで【すべての企業が持続的に発展するためにー 持続可能な開発目標 (SDGs) エスディーゼズ) 活用ガイドー】を発見し、そこには、「2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです」とあり、「政府や自治体だけでなく、民間企業においても取り組む気運が高まっており、環境課題や社会課題の解決を通して儲ける、環境課題や社会課題に配慮していないと儲けられない、そんな時代が来ようとしている」と記されていた。

にわか勉強と非難されることは覚悟の上で、前述の活用ガイドやネットで調べ、現在の協会でも、どのようにSDGsと関わり・意識し、事業展開すべきか検討を行った。

まずは、『当協会は、定款に定める目的や公益法人としての理念のもと、SDGsに取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。』と、SDGs宣言をする。

次に、主な具体の事業内容について、どのゴールに関わることになるのか分類してみる。

<p>(1) 浄化槽法第7条及び第11条の規定による浄化槽の水質検査</p> <p>・法定検査100%実施を目標に、不適正浄化槽を減少させます</p> 	<p>(2) 浄化槽に関する計画策定、調査、相談、指導業務等の受託</p> <p>・浄化槽の使用や点検をはじめとした困りごとなどに対しお手伝いをします</p> 	<p>(3) 浄化槽及び一般廃棄物の処理に関する普及啓発</p> <p>・浄化槽や一般廃棄物に関するセミナーなどを開催し、正しい知識の普及啓発に努めます</p> 
<p>(4) 浄化槽及び一般廃棄物の処理に関する講習会、研修会等の開催</p> <p>・浄化槽保守点検業の登録に必要な管理士研修会を開催します</p> 	<p>(5) 浄化槽及び一般廃棄物の処理に関する情報の提供、会報の発行</p> <p>・会員や県民に対し、国や地方公共団体、協会の上部団体からの情報を、HPや通知、会報などでお知らせします</p> 	<p>(6) 浄化槽に関する国家試験及び講習会事務の受託</p> <p>・浄化槽管理士・設備士国家試験や講習による資格取得のためのお手伝いをします</p> 

ちなみに、どのゴールに関わるかは、人それぞれだと思うが、大手銀行や証券会社等は17ゴール全てのアイコンを使用している。

最後に、現在の協会でも、ロゴ・アイコン・カラーホイールが活用できるものと考えてみた。ホームページ、名刺、パンフレット、法定検査結果書等、ありきたりのものしか思いつかない。

だからこそ、2030年においても、世の中の動き・変化に関心を持ち、しっかりと先を読むことにたけている職員、特に若手職員からの提案に期待している。